

診療所(無床)開設手続き(個人)

足立区内で診療所・歯科診療所を開設したときは、足立保健所へ届出が必要です。

開設手続きの流れ

保健所へ事前相談（図面をお持ちのうえ、必ず施設の着工前にご相談ください）

開設届の提出……①診療所開設届 ②診療用エックス線装置備付届

※②はエックス線装置を設置された場合のみ提出

実地検査

※工事が完了し、引き渡し後に行います。

開設届の副本交付（実地検査の2営業日後の午後以降）

保険医療機関の指定申請・保険診療開始
（関東信越厚生局東京事務所 ※裏面参照）

保険診療手続き・提出期限について、事前に厚生局へご確認ください

届出書類

① 診療所開設届 以下の書類を添付し、開設後 10 日以内に提出

		部数		備考
		原本	写し	
1	診療所開設届	2		
2	管理者の医師または歯科医師免許証	○	2	原本は照合後、返却します
	臨床研修修了登録証 （医師：平成 16 年 4 月以降に免許取得した方） （歯科医師：平成 18 年 4 月以降に免許取得した方）	○	2	
3	管理者の職歴書 （正本のみ顔写真を添付）	2		☆管理者は常勤です ＊やむをえず、他の医療機関での勤務を継続する場合はご相談下さい。
4	診療に従事する医師または歯科医師免許証	不要	2	
	臨床研修修了登録証 （医師：平成 16 年 4 月以降に免許取得した方） （歯科医師：平成 18 年 4 月以降に免許取得した方）	不要	2	
5	業務に従事する助産師・薬剤師の免許証	不要	2	
6	土地および建物の登記事項証明書	2		発行から6か月以内のもの、一部は写しでも可。 ビルの一部を賃貸する場合は土地の登記事項証明書は省略可。

7	賃貸契約書の写し (土地または建物を賃借する場合)	2	原則、所有者と直接契約
8	敷地の平面図	2	ビルの一部を使用する場合はそのフロア全体の平面図
9	診療所の平面図(縮尺 1/100 以上のもの)	2	
10	案内図	2	

※申請時や実地検査時に、管理者の確認のため本人確認書類(運転免許証等)をご用意ください。ご協力をお願いいたします。

② 診療用エックス線装置備付届 以下の書類を備付後 10 日以内に提出

		部数	備考
1	診療用エックス線装置備付届	2	管理者名での申請となります
2	エックス線診察室放射線防護図 平面図	2	縮尺 1/50 以上のもの
	立体図	2	
3	漏洩線量測定報告書	2	

※診療用エックス線装置備付届(添付書類含む)は、1 台ごとに届出が必要です

《保険医療機関の指定申請窓口》

関東信越厚生局東京事務所

〒163-1111 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22-1 新宿スクエアタワー11 階 (東京メトロ西新宿駅徒歩 7 分)

審査課代表 TEL03-6692-5119 FAX03-6698-5447



＜お問い合わせ先＞

東京都足立区中央本町 1-5-3

足立区足立保健所 生活衛生課 医薬衛生係

TEL 03-3880-5362 (直通)

メール iyaku@city.adachi.tokyo.jp